第十五条の二第一項中「第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項又は第二十四条第六項若しくは第七項」を「第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項若しくは第七項又は第二十二条第六項若しくは第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十五条の二第二項中「第十三条第七項、第十四条第七項又は第二十四条第七項」を「第二十条第七項、第二十一条第七項又は第二十二条第七項」に改める。

第十五条の三第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第十三条第六項若しくは第八項、第十四条第六項、第二十四条第六項若しくは第二十六条第一項」を「第二十条第六項若しくは第八項、第二十一条第六項、第二十二条第六項若しくは第三十三条第一項」に改める。

第二十条を次のように改める。

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第十条第六項、第九項及び第十項に規定する権限（次の掲げる行為に係るものに限る。）

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

ロ　特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更

ハ　特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）

ニ　特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）

ホ　公園施設の管理又は経営の方法の変更

ヘ　令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設の供用開始の予定年月日の変更

ト　工事の施行の予定期間の変更

二　法第十二条第一項及び第二項に規定する権限

三　法第十三条に規定する権限

四　法第十四条第二項に規定する権限

五　法第十七条第一項に規定する権限

六　法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十五項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2)　その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(6)までに掲げるものを除く。）

(3)　その水平投影面積が四千平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築

(4)　その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千平方メートル以下である建築物の新築又は増築

(5)　電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築

(6)　住宅及び仮工作物の新築又は増築

(7)　工作物の改築

ロ　法第二十条第三項第二号及び第三号に掲げる行為

ハ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）

(2)　掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(3)　河川、湖沼及び海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものに限る。）

(4)　法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に露天掘りによる土石の採取を行つている者がその採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行う土石の採取

ニ　法第二十条第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ　法第二十条第三項第六号から第八号までに掲げる行為

ヘ　法第二十条第三項第九号に掲げる行為（埋立て又は干拓をする土地の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（普通地域にまたがつて行われるものにあつては、普通地域内の埋立て又は干拓の面積を含めた水平投影面積が千平方メートル以下のもの）に限る。）

ト　法第二十条第三項第十号に掲げる行為（土地の形状を変更する面積が一万平方メートル以下のものに限る。）

チ　法第二十条第三項第十一号から第十七号までに掲げる行為

七　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(2)に掲げるものを除く。）

(2)　仮工作物の新築及び増築

(3)　工作物の改築

(4)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の五までに掲げる行為

ロ　法第二十条第三項第二号に掲げる行為

ハ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(2)　河川、湖沼又は海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものに限る。）

(3)　第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ　法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為

ヘ　第十二条第二十一号、第二十二号及び第二十八号に掲げる行為

八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2)　工作物の改築

(3)　第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為